

中国における環境ビジネスの可能性 — 20年余の経験から*

谷 學**

はじめに

～改革・開放当時と概念が変わっていない今日の中国～

中国が改革開放政策を開始したのは1978年。深圳市を経済特区に指定し、海外からの投資を呼び込むことに成功を取めた。その後、多くの沿岸都市部が特別区に指定され、いずれも目覚ましい経済発展を遂げたことはご存じのとおりである。1992年の第14回中国共産党大会では、中国は正式に「社会主義市場経済」を推し進める政策を決定した。その後の中国経済は驚異的な発展を示し、今日の国内総生産(GDP)は改革開放当時に比べ三十数倍に拡大している(1978GDP/Capita60ドル/年、今日2,000ドル/年)。

このように中国は経済的側面では驚異的に豊かになった。しかし、中国人のものの考え方が変わってきたかという点、必ずしもそうではないようだ。たとえば、2007年7月に発生した「段ボール肉まん事件」や2008年1月に起こった「毒入り冷凍餃子事件問題」については、前者はやらせであったとし、後者は、未解明であるが中国の関係当局は整然と作業が行われている工場のビデオを見せ、工場での汚染はあり得ないと言明している。

実は、これは「笑い話」として紹介されているのであるが、「社会主義中国の時代」(1970年代後半から1980年代)では、「三日履くと口が開いてしまう靴」「冷えない冷蔵庫」「部品がすぐに脱落してしまう自転車」などが横行していたという。それほど「品質、偽装、安全」問題が日常茶飯事だったということらしい。

また、この頃は「偽酒」「偽煙草」「偽薬」は常習的であったようで、筆者も1990年代に中国の有名ホテル「茅台酒」(中国有名ブランド酒)を買って帰り、日本にいる中国人に見てもらったら偽物だといわれてしまった経験がある。

「段ボール肉まん事件」や「餃子問題」など現在も起こっている中国での不都合は、昔に比べ少なくなっていると思われるが、古い「社会主義中国の時代」の考え方(安全、安心を無視した偽装行為の常習化＝人を騙す行為や権力におもねる社会慣習等)が今も残っている証しといえなくもない。このような考え方を持つ国と環境ビジネスパートナーシップを作っていくことは容易ではない。

筆者らはこれまで23年間にわたって環境をキーワードに中国とさまざまな交流を行ってきた。この経験から感じ取った「中国」を以下に紹介したい。

* Prospect of Having a Viable Environmental Business in China - From 20th Experience

** Manabu TANI グリーンブルー(株)代表取締役

キーワード ①社会主義中国 ②廃汚費 ③王煥發 ④国家主席 ⑤地方保護 ⑥政府開発援助

1. 進まない環境保全, 中国の実態その①
—汚染被害を拡大させている地方政府—

中国が社会主義市場経済政策を採用してすでに16年が経過している。外貨保有高では日本を凌駕し、GDPも2～3年後には日本を追い越すといわれている。この急速な経済発展の影に中国は深刻な環境(公害)問題を抱えるに至っている。ところが、中国では環境汚染被害の拡大に地方政府組織も大きくかかわっていることが表面化し、事態が一層深刻化してきているという。2007年10月の第17回の共産党大会で国家主席が「環境保全に貢献できない幹部は出世させない」と言及した背景には、こうしたことへの苛立ちもあったと筆者はみている。

汚染被害の拡大と地方政府との関わりについてつい最近の情報として、2008年4月27日のNHK-BSで放送された「未来への提言」で、取り上げられていた。中国の環境汚染の現状を「酸性雨被害を受けている国土は30%に亘る」「7大河川の50%は農業用水として使えない」「毎年30万人が呼吸器疾患で命を落としている」など具体的な数字で示し、これら環境汚染被害の拡大に地方政府組織が大きく関与していることが紹介されていた。

たとえば「内蒙古の銅精錬工場による汚染被害」の事例。事件が発生した人口2千人の農村では、精錬工場の排ガスによる子供達の気管支疾患が深刻なだけでなく、農地の50%以上が汚染被害を受け、リンゴの木が枯れ、トウモロコシをはじめ農産物の収穫が激減している惨状が示されていた。住民が何度も地方政府へ陳情しても取り合ってもらえない。住民たちはこの窮状を汚染被害者支援を行っている弁護士「王燦燦」氏^{注1)}に訴え、同氏が斡旋に乗り出したことが紹介されてい

た。王氏は客観的な状況を確認する意味で地方政府に汚染監視データの公開を求めたが、政府は汚染の事実はないと情報公開を突っぱねたようだった。

ここで注目すべきことは、地方都市に誘致されたこうした工場は、地方政府に多額の税金とともに汚染量に見合う廃汚費(課徴金)も支払っている。課徴金の一部は環境部局の財源にもなっている。地方政府は、財源確保のためにこうした工場立地や誘致を積極的に推し進めてきた側であり、汚染加害者の追求は政府の財源、また関係部局や一部政府高官の利権を失うことにもつながる。政府組織が汚染加害者であるといわれるゆえんはここにあり、こうした社会構造の変革が進まない限り、中国の環境保全は促進されない。中国の諺に「有権有銭、有一切」(権力を持つと金持ちになり、一切がうまく行く)というものがある。経済的に豊かになった今日の中国においても、この形は変わっていないようだ。

2. 進まない環境保全, 中国の実態その②
—環境保全活動を骨抜きにする地方保護の観念—

中国は環境法の枠組みでは欧米先進国に負けないものが用意されている。たとえば、環境モニタリングを環境保護行政の「耳目」と位置づけ、環境紛争を解決するための「ものさし」と比喻し、環境保護政策を決定する根拠としている。しかし、公害紛争が各地で多発している中で、環境モニタリング情報の公開を許していない。環境情報を公開すると、多くの場面で地方政府が加害者であることがわかってしまうからであろう。加えて、中国には地元を有利に導こうとする「地方保護」の考え方が強く、このことを物語る代表的な記事が2002年1月の法制日報に紹介されている

注1) 王燦燦氏は1988年北京大学を卒業、環境法修士の学位を取得1994年から弁護士私書箱を置き、環境法実施に関する相談を続けてきた人物。1998年に「公害被害者法律援助センター」を設け、汚染被害者支援活動を続け今日に至っている。これまでに1万件の相談を受けてきている

表1 解・国家環境保護総局長「データ遊び」の行為を痛烈に批判

解大臣は、「環境モニタリングについて、全国で統一された基準値や測定方法、また手順があるにも関わらず、測定機関(地方政府の環境監視站のこと)によって同じ測定地点のデータが大きく異なってしまう不思議なことが頻発している。この原因は『地方保護の観念』が災いしているからだ。」と断言した。

加えて、解大臣は、「環境保護部門は、モニタリングデータに対して科学と法律の両面において責任を取らなければならない。地方保護の考え方は許されるものではない。人民の財産、命、社会的利益と国家の安全を脅かすことを、冗談扱いすることは許されないことだ。今後、環境モニタリングデータを偽り、『データ遊び』の行為を見つけたら、法にしたがって厳罰に処し、決して甘やかすことはしない。」と述べた。

…2002年1月法制日報より

(表1参照)。

6年以前のこの記事、そして第17回の共産党大会における国家主席のメッセージ、中国の環境保全行政の取組みはほとんど前進が見られていないことを物語っている。実は、中国におけるこうした行為は、いまに始まったことではなく改革・開放の当時から今日まで延々と続いていたものと思われる。中国の環境保全行政が大きく前進するには、いわゆる中国が抱える「考え方」(人を騙すことや権力におもねる行為等)を変えることが不可欠である。中国政府は「中国環境情報広報」や「中国環境統計年鑑」等の環境情報を毎年発表してきているが、いずれの統計データも信ぴょう性が乏しいと指摘されている。「信頼できる環境情報の発信」の実現には、政府行為といわれている環境モニタリングを客観的評価にさらす必要がある。そのためには、海外企業を含む民間企業の参加を認めるなど思い切った手法を導入することなどが求められるのではないだろうか。場合によっては日本を含む欧米先進国が中国政府に対して環境協力の条件として強い圧力をかけることも必要かもしれない。

3. グリーンブルーの中国における環境との関わり — 1980年代の中国環境関連組織との交流 —

グリーンブルー(以下、筆者ら)が中国の環境問題に関心を寄せるきっかけとなったの

は、1985年8月に中国科学院環境化学研究所が非公式に日本との「環境アセスメント技術交流会」を設け、これに参加してからである。中国が環境への取組みを始めたのはストックホルム会議(1972年)後の1973年で、80年代初頭までは制度や管理体制整備に向けた模索段階で、1984年に國務院の下部組織として国家環境保護局を誕生させ、本格的に環境保護行政が動き始めたのは1980年代後半である。したがって、筆者らの活動は中国の経済発展が著しくなり始めた第1次中国投資ブームの頃に中国の環境関連組織との交流で始まった。当時は、その前年に国家環境保護局が誕生したばかりで局の体制はまだ未整備の状況にあった。もっぱら海外機関からの環境技術導入や関連情報の収集あるいは交流活動などは中国科学院環境化学研究所(後に生態環境研究中心に改組)が主体となって行われていたようである。中国側は、純粋に日本の公害経験を学びたいというだけでなく、こうした機会を通し環境ビジネスの足がかりを得たいという姿勢も見られた。

筆者らは、中国科学院と精華大学の環境関連組織との交流を深めながら、徐々に地方都市の環境部局へと交流範囲を拡大していった。1985～1989年の間に交流を深めた中国環境関連組織については表2にまとめた。以来、筆者らが今日まで交流を行ってきた中国の環境行政組織(省、市の数)は、9省30市以上に及んでいる。

中国における環境ビジネスの可能性—20年余の経験から

表2 海南省への環境技術協力までの中国環境関係機関との交流実績

| 年月 | 交流機関名 | 交流場所 | 交流内容 |
|---------|---|-------------|--------------------------------|
| 1985 8 | 中国科学院環境化学研究所 | 北京市/秦皇島 | 環境アセスメント技術交流会 |
| 1986 11 | 中国科学院環境化学研究所 /環境委員会 | 東京都 | 日本環境事情視察受入れ |
| 1988 2 | 海南島開発建設総公司 | 海口市 | 海南島環境事前視察 |
| 3 | 広西壮族自治区科学技術委員会 | 南愛市 | 環境事情視察(意見交換) |
| 3 | 柳州市環境保護局 | 柳州市 | " |
| 3 | 中国科学院生態環境研究中心 | 北京市 | 全国環境評価技術会議打合せ |
| 5 | 中国科学院生態環境研究中心 | 北京市 | 全国環境評価技術会議の実施 |
| 5 | 海南省環境資源庁/三亜市環境保護局 | 海口市/三亜市 | 海南島(三亜、その他地域の環境事前視察 |
| 9 | 中国科学院生態環境研究中心 | 北京市 | 北京市大気環境監視施設見学 |
| 9 | 中国国家環境保護局/能源局 | 北京市 | 公害問題意見交換 |
| 10 | 中国科学技術委員会/国家環境保護局/能源局/機械電子工業部/甘肅省蘭州科学技術委員会/上海市科学技術委員会 | 北京市/蘭州市/上海市 | 日本国通産省公害防止訪中団参加(中国の公害防止対策実情視察) |
| 12 | 中国科学院生態環境研究中心 | 東京都 | 日本環境事情視察受入れ |
| 1989 2 | 中国国家環境保護局/精華大学科学技術開発総公司 | 東京都 | 日本環境事情視察受入れ |
| 3 | 中国国家環境保護局/精華大学科学技術開発総公司 | 北京市/海口市 | 日中環境技術交流の打合せ/海南島環境技術協力事前協議 |
| 4 | 海南省環境資源庁/海口市環境保護局/三亜市環境保護局 | 海南省海口市/三亜市 | リユース大気汚染自動測定機供与に関する協議書調印等 |

現在、筆者らの中国における環境ビジネス活動の形には大きく分けて3つあり、その1つが政府開発援助(ODA)に伴う事業、具体的には国際協力機構(JICA)や環境省からの受託事業の推進、2つ目はNGO組織である「中国の環境保全支援委員会」と連携して、中国の環境関連組織(省や市ならびに環境学会等が対象)にリユース大気汚染自動測定器の供与と同維持管理技術の移転活動、3つ目が日本で受託した環境情報システム開発業務の一部を中国のシステム開発会社にアウトソーシングする活動である。したがって、ビジネスといえるものはODA関連事業とシステム開発業務のアウトソーシングがこれに当たる。リユース大気汚染自動測定機の供与活動はボランティアなもので、筆者らはこの活動を通じ中国の多くの地方政府組織と深い関わりを持つことができた。中国地方政府ならびに関連組織と長期間に亘る交流が持続できたのは、ボランティア活動が大きな鍵を握っ

ていたことはまちがいない。

(1) 中央政府ならびに地方政府との交流を可能にした華僑ビジネスモデル

筆者らが中国との積極的な関わりを持ち始めたのは1988年に入ってからである。その年の12月と翌年2月には中国科学院と国家環境保護局、精華大学科学技術開発総公司の関係者が来日した折には、日本の環境保全活動の実態について視察してもらった(東京都の大気汚染常時監視システムや測定局、火力発電所や清掃工場などの汚染監視体制等)。89年の2月に来日した団員の中には国家環境保護局監測処の処長(環境モニタリング行政を進める責任者)がメンバーとして加わっていた。

1985年以來の中国各地の地方政府との交流の中で「中国海南島開発計画」に伴う島の環境改変について問題が起きることが心配されていたことから、一連の訪日日程を終えた処長に、この開発に危惧していることを説明し

た。筆者らが島の大気質監視するための測定機支援を行う用意があることも紹介した。処長はこの申入れに対して強く賛意を示し、帰国したのち直ちに上司ならびに海南省関係者の決裁を仰ぎたいと回答してくれた。彼らが帰国して間もなく、筆者らの提案に対して「熱烈歓迎」との返事を受け取った。そして同年4月には海南省と「リユース大気汚染自動測定機供与に関する協議書調印」の運びとなり、翌1990年1月には海南島の海口市、三亜市の2カ所で大気汚染常時監視が始まった。

これが筆者らの中国に向けたボランティア活動の始まりである。実は、この海南島における支援事業が実現される半年前、1989年6月に「天安門事件」が発生している。「天安門事件」は同年9月頃には沈静化を見せ始め、このタイミングを見て筆者らは約束したことを実現したいと中国政府に申し入れ、直ちに機材供与に向けた準備活動を開始し、90年1月に実現に漕ぎつけた。

ところで、この活動は、「天安門事件」という困難な状況を押して実現させた事案として中国政府から高く評価を受けた。本来、海南島で行うべき贈呈式を中国政府が北京での開催を勧められ、さらに中国中央電視台を式典に招きテレビ放映まで配慮してくれた。海南省政府も同様の扱いで、自動測定機を納める監視(測定)局舎の建設など一連のスケジュールが異例のスピードで進められたことを記憶している。

後になって知ったのだが、筆者らが行った支援活動は「井戸を掘った」(先に援助を行う)行為に当たり、これぞ典型的な「華僑ビジネスモデル」というものであったようだ。海南島における大気汚染常時監視については、瞬く間に中国全土(全省の環境部局)に知れ渡り、多くの関係者が海南島の測定局見学に訪れることとなった。この実績が、後の中国における諸活動に追い風となったことはいまでもない。

(2) 中国政府関係組織との長期交流には有力な共産党員との接点が不可欠

筆者らが現在も密接に交流ができて中国の地方政府組織に「海南省」「黒竜江省」「成都市」(四川省)の2省1市がある。これらの地方政府組織と長期間に亘って交流ができて背景の一つに、当該省、市に対して「井戸を掘った」として受け止められたからだと考えている。

海南省は前述したとおりで、黒竜江省については、1995年の哈尔滨(ハルビン)市を皮切りに今日まで省内の19都市(図参照)に対してリユース大気汚染自動測定機を提供し続け、今日では北京市や上海市など直轄市を除き、中国ではもっとも充実した大気汚染常時監視網が整備された省として中央政府から高い評価を受けている。筆者らは、この実績の協力者として省の環境保護局から「環境技術顧問」として迎えられるに至っている。

成都市への協力は、1994年に市の環境技術研究所に対してリユース監視車(各種自動測定機を搭載した中古バス)の提供を行った。この移動監視車はいろいろな場所で汚染監視ができるとして高く評価された。

実は、これも後で明らかになったことだが、中国政府組織と長期間の交流を可能にするには、受入れ組織(カウンターパート)に強力な

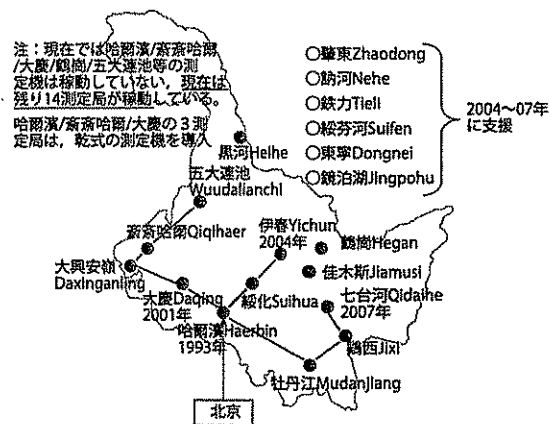


図 黒竜江省におけるリユース大気汚染自動測定機設置箇所

意思決定者が存在することが不可欠である。中国の組織は、政府も学校も、また公司も最終的には力を持った共産党員によって意思決定がなされる。つまり中国で物事をスムーズに進めるには、この種の人物の存在と交流が必須要件ということになる。

ところで今日、中国に進出している日本企業の数はおよそ2万社(現地法人、駐在事務所ならびに店舗などを含む)に達しているといわれる。筆者らも海南島に独資会社(海南健橋環保有限公司)を抱えているので、その1社に含まれるが、このうち成功しているといわれる日本の中小企業は、現地に進出した日本の大手企業との取引においてであって、中国政府や中国企業を相手に取引している企業は苦戦を強いられているのが現状のようだ。ちなみに、日本国内で上場している会社(約4,800社)のうち37%が中国進出を果たしている。一方、中小企業の中国現地法人の数は、約6,700社とする統計数字がある。毎年多くの日本企業が中国への進出を果たしているが、同時に撤退する企業も後を絶たないのが実際である。その理由として考え方の違いがあげられている。

筆者らの中国における環境諸活動は、ビジネス的には必ずしも成功しているとはいえないが、今日まで活動が継続できているのは「井戸を掘った」こと、また「有力な共産党員」を抱えるパートナーと巡り合ったことなど、少なくとも中国における活動要件を満たしている²と考える。筆者は、中国が法治国家ではなく人治国家といわれることについて、これまでの活動を通し実感している。

おわりに

中国は急速な経済発展に伴い、きわめて厳しい公害・環境汚染問題を抱えていることは、世界中の多くの人々が知るところである。これらの問題は、いずれの先進国も経験したことであるが、中でも日本は1950年代60年代に

かけて水俣病や四日市ぜんそくなど激じん公害と言われるきわめて深刻な公害問題を経験した。しかし、1977年にはOECD環境調査で高い評価を得た実績がある。以後、日本の公害問題は大幅に改善され今日に至っている。

こうした経験と実績をもとに、日本は1972年の中国との国交正常化を果たしたのち、88年に中国政府の環境保全力を向上させることを目的に日中友好環境保全センター設置の協力を約束した。このときの支援形態は無償資金協力で、日本は建物の建設ならびに施設整備で105億円投入している。96年の施設完成ならびに同センター開所に合わせ、中国の環境技術者育成すなわちキャパシティビルディングを目的としたいわゆるセンタープロジェクトを開始している。このプロジェクトの主要テーマは日本の公害防止に実効を与えたとする「公害防止管理者制度」について理解を深めてもらうことや、「企業環境保護監督員制度」については、試しに大気、水環境への影響が大きい代表的な電力と製紙業界に対して研修を実施している。現在はこうしたテーマのフォローの段階にある。

このセンタープロジェクト支援は、前述したとおり日本は自国の経験を踏まえ「中国には日本と同じ轍を踏んでもらいたくない」との強い思いから進められたものと理解している。その思いも虚しく、現在の中国は日本が経験した激甚な公害を抱え、その深刻さはさらに増している。

ところで、1996年頃の中国政府高官の環境問題認識は、「今の中国にとって環境問題に取り組むということは、家を建てる前に庭をつくるようなものだ」とインタビューに答えているとおりにきわめて低かった。すなわち環境より経済発展を優先させた。したがって、中国の深刻な公害問題は起こるべきして起こったのである。今日では、この公害問題は単に中国一国にとどまらず、隣国に大きな影響を与えるまでになっており、日本も越境汚染被

害を受けまでにその深刻度は増してきている。

筆者は、日本がこれまで対中国に採ってきた環境保全協力の形を繰り返すだけでは実効は上がらないと見ている。とくに地方政府に環境保全行動を強制的に実行させる手法の導入が不可欠だと考える。胡錦濤国家主席が第17回共産党大会で打ち出した「環境保全に貢

献できない幹部は出世させない」の方針では生ぬるい。「環境行政に携わる者、成果を上げない者は職を解く」とする強力な政策に加え、政府行為とする環境モニタリングについて、積極的民間参加を許容し急ぎ信頼できる環境情報の公開に踏み切るべきである。日本からの支援要件にこれら事項を盛り込むべき時代が到来したと考えている。

トピックス

中国初の環境計測手法専門書「環境自動連続モニタリング技術」を共同執筆

—堀場製作所—

堀場製作所は先頃、中国における環境計測法(大気・水質)専門書「環境自動連続モニタリング技術」(監修:石田耕三・堀場製作所副社長)を化学工業出版社(中国・北京市, <http://www.cip.com.cn/>)から発刊した。中国での測定分析技術者にとってバイブルともいえる内容を持っており、中国の計測ネットワーク構築への寄与が期待される。

同社は1966年以来、pHメーターをはじめ、排ガスモニタリング装置や自動車排ガス計測システム、水質汚濁自動計測器などを技術供与し、中国政府から数多くの認証を受けている。環境問題が深刻化している中国では、大気や水質規制に向けた計測の必要性が高まっており、数値変化が把握できる連続自動モニタリングが求められていた。

出版社による執筆者の選定に際しては、中国



への貢献や製品そのものの評価に加え、高い計測ノウハウや技術力が評価された。京都の堀場製作所本社を中心にした環境分野の専門技術者27名が執筆を担当、約2年の歳月を要して刊行にこぎつけた。中国の出版社の要請による執筆としてはエンジン技術者向け参考書の「エンジンミッション計測ハンドブック」(2006年)に次いで2回目。